令和9年度　利用の手引き

認可保育所・認定こども園・公私立幼稚園などの利用について

＜目次＞

利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～２
認可保育所、認定こども園（保育所機能部分）、地域型保育事業の利用について ・・Ｐ３～４
認定こども園（幼稚園機能部分）、公私立幼稚園の利用について ・・・・・・・・・Ｐ５
認定申請と利用申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～６
給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
電子申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
病児保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
一時預かりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
施設の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

＜別紙＞

施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定申請書
令和９年度　保育利用申込書（保育児童台帳）
教育・保育給付認定申請書記載例、保育利用申込書記載例
別府市内の教育・保育施設一覧
別府市教育・保育認定利用者負担額表
就労証明書、誓約書
郵送申込確認書

＜ホームページについて＞

別府市公式ホームページに、認可保育所の情報・毎月の受入可能枠一覧(※)を掲載しています。
※受入可能枠掲載日程：令和９年４月入所 最終締め切り分（令和９年２月下旬～３月５日まで）
令和９年５月入所分～令和１０年１月入所分（前月５日頃～締切日まで）

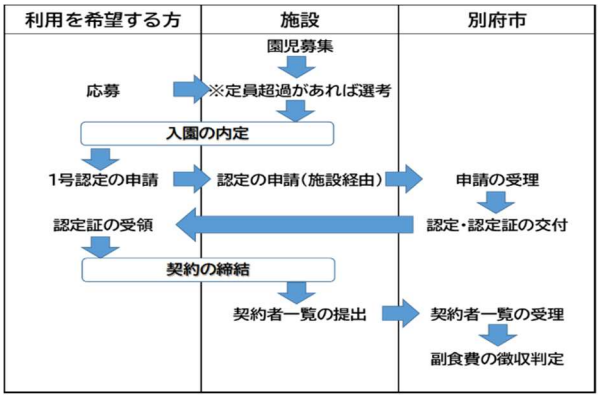
○ 別府市公式ホームページ
https://www.city.beppu.oita.jp/kosodate

○ 別府市公式ホームページ「認可保育所・認定こども園(保育所部分)の受け入れ予定」
https://www.city.beppu.oita.jp/kosodate/hoiku/ukeire.html

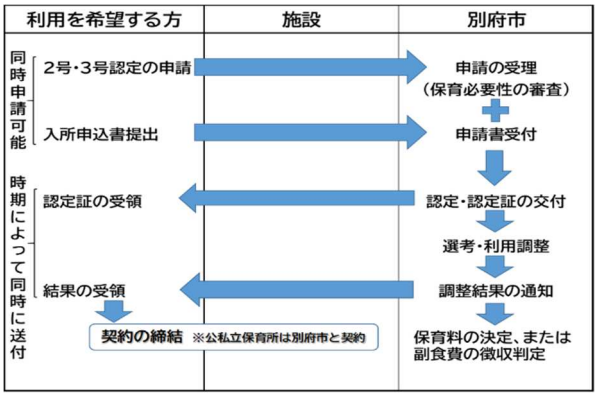
連絡先・問合先
〒874-8511 別府市上野口町１番15号
別府市 子育て支援課 保育支援係
TEL 0977－21－3099(直通)

《利用の流れ》

●幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）の利用を希望する場合（１号認定を受けて利用する施設の場合）



●保育所、認定こども園（保育所機能部分）、地域型保育事業の利用を希望する場合（２号、３号認定を受けて利用する施設の場合）



《教育・保育給付認定について》

●認定

平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、保育所などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

なお、子ども・子育て支援制度の適用を受けない幼稚園については、認定を受ける必要はありません。

●認定の種類

１号認定…３歳以上で教育（幼稚園）を受けるための認定（教育標準時間認定）

２号認定…３歳以上で保育（保育所等）を受けるための認定（保育認定）

３号認定…３歳未満で保育（保育所等）を受けるための認定（保育認定）

●認定の内容

次の２点が認定にあたり考慮されます。

１　保育を必要とする事由

子どもの家庭が次のいずれかの事由に該当し、保護者がその子どもを保育することができない場合です。

事由	内容
①　就労	日常の家事以外の仕事をするため(※)、その子どもの保育が必要である場合
②　母親の出産	妊娠中である又は出産後間がない場合
③　保護者の疾病等	病気やケガをしたり、心身に障がいがあったりするため、その子どもの保育ができない場合
④　病気の看護等	その子どもの家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、常時その看護にあたっており、その子どもの保育ができない場合
⑤　災害	火災や風水害、地震などの災害のため、その復旧にあたり、その子どもの保育ができない場合
⑥　求職活動	求職活動中である又は起業の準備を行っている場合（※）
⑦　就学	大学や専門学校等に通うため、子どもの保育が必要である場合
⑧　虐待・DV の恐れ	児童虐待の恐れがある場合や配偶者からの暴力により保育が困難な場合
⑨　育児休業中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
⑩　その他	上記に類する状態にあり市長が認める場合

※「仕事をするため」とは、**月６４時間以上**就労している状態をいいます。

※「求職活動」とは、起業の準備、求人への応募、面接等のための企業訪問、採用試験の受験、個別相談が可能な企業説明会の参加等をいいます。ハローワークやインターネット、雑誌等での求人情報の閲覧、問い合わせは除きます。

２ 保育の必要量

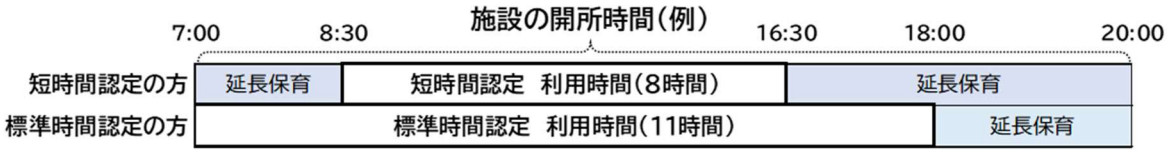
２号と３号の認定にあたっては、標準時間、又は短時間の利用時間の認定を同時に受けます。

区分	利用可能時間	保育の事由
保育標準時間	最長１１時間	「出産、災害、虐待･DV の恐れ」「就労、看護、就学にかかる時間が１月当たり１４日以上かつ１日６時間以上の場合」
保育短時間	最長８時間	「求職活動」「就労、看護、就学にかかる時間が保育標準時間に該当しない場合」

※保育事由が「保護者の疾病等」又は「育児休業」の場合は、ご家庭の状況に応じて保育の必要量を選択できます。

※保護者の一方が、保育標準時間に該当していても、もう一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間の認定となります。

（利用時間のイメージ）



●認定期間

認定内容		認定期間
１号認定の場合		認定日から小学校就学前までの期間
２号認定の場合		
３号認定の場合		認定日から満３歳に達する前日までの期間
２号３号認定を次の事由で受けている場合		上記の２号、３号の期間と次の期間を比較して短い期間
	①　母親の出産	出産予定月の２か月前の月の初日から出産予定日から起算して８週を経過する日の翌日が属する月の末日
	②　求職活動	入所日より９０日を経過する日が属する月の末日（３か月間）
	③　就学	卒業予定日、修了予定日が属する月の末日
	④　育児休業	育児休業に係る子どもの出産日から１年を経過する日が属する月の末日
	⑤　その他	上記に類する状態にあり市長が認める期間

※３号認定を受けている児童が、満３歳に達した場合は自動的に２号認定に切り替わります。

●認定の変更について

認定後、下記の内容に変更が生じた場合や認定内容を変更したい場合は、所定の手続きが必要となります。

手続きの際には、「教育・保育給付認定申請書（変更）」と添付書類の提出、「支給認定証」の交付を受けているときは、「支給認定証」の返還が必要になります。

①保護者や児童の住所・氏名(結婚・離婚など)が変更した場合
②世帯員の増減があった場合
③生活保護の開始又は廃止が決定した場合
④保育を必要とする事由が変更した場合
⑤就労先、就労時間など就労証明書の内容に変更があった場合

●認定の取消しについて

次の場合、認定が取消しになりますのでご注意ください。

①認定を受けている児童が別府市外に転出した場合（認定を継続したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。）
②提出した証明書等に虚偽があることが判明した場合
③正当な理由がなく必要書類の提出に応じなかった場合
④２号・３号認定を受けている場合で、保育を必要とする事由がなくなった場合

《認可保育所、認定こども園(保育所機能部分)、地域型保育事業の利用について》

●認定申請

令和８年１２月１日(火)から利用申込みと同時に行うことができます。

受付窓口は市役所子育て支援課です。教育・保育給付認定決定通知書の交付は、申請日より３０日以内に行います。ただし、４月利用希望者については、利用調整（選考）の結果通知とあわせて行います。また、書類の未提出等で認定できないような場合は、別途通知をいたします。

●保育利用申込み

令和９年度の申込みは、令和８年１２月１日(火)から受付を開始します。

・受付場所：子育て支援課のみ（市役所１階）※郵送による受付も可能です（締切日までに必着）。

※受付は、**土・日・祝日・年末年始を除く午前８時３０分から午後５時まで**です。

入所希望日	申込締め切り	入所希望日	申込締め切り
令和９年 ４月１日～	☆一次締め切り(優先調整) 令和８年１２月１７日（木）	１２月１日～	令和９年１１月１５日（月）
		１月１日～	令和９年１２月１５日（水）
	★最終締め切り 令和９年３月５日（金）	２月１日～	☆一次締め切り(優先調整) 令和９年１２月１７日（金）
５月１日～	令和９年４月１５日（木）		★最終締め切り 令和１０年１月１４日（金）
６月１日～	令和９年５月１４日（金）	３月１日～	☆一次締め切り(優先調整) 令和９年１２月１７日（金）
７月１日～	令和９年６月１５日（火）		★最終締め切り 令和１０年２月１５日（火）
８月１日～	令和９年７月１５日（木）		
９月１日～	令和９年８月１３日（金）		
１０月１日～	令和９年９月１５日（水）		
１１月１日～	令和９年１０月１５日（金）		

※「２月、３月」、「４月」の入所希望の申込みは、一次締め切りまでに申し込まれた方を優先的に利用調整し、その後の申込分は最終締め切り後の利用調整となりますのでご了承ください。

※電子申請を利用される方は、Ｐ７「電子申請について」をご覧ください。

○市外（他市町村）の施設の利用について

別府市に住民登録がある方で市外の施設の利用を希望する場合は、施設が所在する市町村の申込締切日、必要書類等を確認のうえ、その締切日に間に合うように別府市に申込みをしてください。

●利用調整(選考)方法・結果

入所基準に基づき保育の必要度の高い児童から順に利用施設を決定します。申込状況により希望の施設を利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用調整後の希望施設の変更や辞退は、次の利用調整から適用するため、保育の必要度が高い場合でも利用できなくなる場合がありますので、事前によく検討のうえ、希望をご記入ください。

該当申込み	結果連絡方法
４月希望（一次締め切り分）	３月上旬までに文書にて結果を通知します。
４月希望（最終締め切り分） ５月以降の希望分	申込締め切り後に、利用が可能な場合には電話でご連絡します。利用ができない場合は、月末までに文書にて通知します。 ※２月３月希望（一次締め切り分）については、１月中旬～下旬に行います。

※希望月に利用できなかった場合は、翌月以降も令和１０年３月入所まで毎月利用調整を行います。結果の連絡は、上記の方法と同様となります。

●入所期間について

○入所できる期間は、教育・保育給付認定を受けている期間です。（Ｐ２　認定期間参照）

○「求職活動」の場合は、**入所後３か月以内**に就労証明書の提出がない場合は教育・保育給付認定の有効期間が切れるため退所となります。

○育児休業から復帰する場合の申込みは、その月の２０日までに復帰の場合は前月１日から、２１日以降に復帰の場合はその月から申込みが可能です。

例：５月２０日に復帰する場合（育児休業が５月１９日まで）→４月１日希望の申込可
５月２１日に復帰する場合（育児休業が５月２０日まで）→５月１日希望の申込可

○入所中に育児休業を取得した場合は、希望により、生まれた子が１歳になる月まで継続入所を認めます。１歳になる月の翌月以降も継続する場合は職場復帰をする必要があります。

●入所後について

○慣らし保育について

入所直後の保育時間は、児童を集団生活にスムーズに慣れさせるために、児童の体調に配慮しながら徐々にお預かりする時間を長くしていきますのでご承知おきください。詳しいことは、入所を希望される保育所(園)へお問い合わせください。

○継続入所について

翌年度も入所を希望される方については、１０月ごろに継続入所現況届及び就労証明書等を提出していただき、引き続き保育が必要な状況であるかを確認します。

●退所について

○退所届は、原則退所する月の１５日までに施設長に提出してください。

○利用していなくても退所する連絡や届出がなかった場合は、施設を利用しているものとして、届出があった日をもって退所とします。

○別府市外に転出するときも退所届の提出が必要です。現在の施設を継続利用する場合は、転出先の自治体で再度申込みの手続きが必要です。

○入所が認められても次の場合には保育所(園)を退所していただくことがあります。

①入所理由が消滅した場合（就労しなくなった等）
②保育利用申込書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合、虚偽の事項が判明した場合（就労先、同居世帯員等）
③月の出席日数が著しく少ない場合
④保護者の連絡先、居所等が不明の場合

●延長保育について

ご希望の方は、各施設に直接お問い合わせください。
利用料は、別紙をご確認ください。

●休日保育について

日曜・祝日に保護者の就労等の理由でお子さんの保育が必要な場合に、休日保育を行っています。利用できる方は、２号又は３号の教育・保育給付認定を受け、すでに認可保育所・認定こども園等に入所している児童です。**もちがはまこども園及び別府あいむ保育園**で実施しています。

利用については事前の利用登録等が必要となりますので、ご希望の方は各実施施設にご相談ください。

●障がい児保育について

障がいを持つ子どもの受け入れも行っていますので、子育て支援課にご相談ください。

《認定こども園（幼稚園機能部分）、公私立幼稚園の利用について》

各施設に直接お申し込みください。教育・保育給付認定については、認定が必要な施設のみ、申込みの際に認定申請をしていただきます。認定申請が必要かどうかは各施設にお問い合わせください。

《認定申請と利用申込みに必要な書類》

認定申請と利用申込みは同時に行うことができます。必要な書類は１～３（４～６は該当する方のみ必要）の書類です。

認定申請のみの場合は１、２の書類、既に認定を受けており利用申込みのみの場合は、３の書類と交付を受けているときは支給認定証が必要です。提出後、内容に変更があった場合は再度提出が必要になります。

１ 教育・保育給付認定申請書

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、「個人番号カード」または「通知カードと本人確認書類（運転免許証等）」を必ず持参してください。

２ 保育ができない理由を証明する書類

（父親・母親及び祖父母等**６５歳未満の同居の家族全員分が必要**です。）

入所理由	提出書類	備考
就労	就労証明書（別紙様式）	事業主の場合は、公的な証明が必要です。 （開業届の写し、確定申告書の写し　等） 育児休業から復帰の場合は育児休業の欄を必ず記入してください。
母親の出産	母子手帳の写し （出産予定日記入欄と表紙の写し）	
疾病等・病気の看護等	医師の診断書又は障害者手帳の写し等	診断書は任意の様式で構いません。 看護の状況を申込みの際に確認します。
災害	子育て支援課窓口でご相談ください。	
求職活動	誓約書（別紙様式）	
就学	在学証明書・カリキュラム	授業時間や日数を申込みの際に確認します。
その他	子育て支援課窓口でご相談ください。	

※書類がそろっていない場合は、保育の必要性の認定ができず、入所決定ができない場合があります。

３ 令和９年度保育利用申込書

※令和９年１２月以降に申込みの場合は令和１０年度用の保育利用申込書も同時に提出ください。

４ 申込児童や同居家族が身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付や・特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受給している場合は、確認ができる書類（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証明書・障害年金の証書の写し等）

５ 転入に関する誓約書（入所希望日までに別府市に転入予定で申し込む方のみ）

６ 郵送申込確認書・本人確認書類（運転免許証等）の写し（郵送で提出する方のみ）

《保育料について》（金額等の詳細は別紙をご覧ください）

●保育料について

○保育園（所）・認定こども園（保育所機能部分）を利用する、令和９年４月１日現在の満年齢が３歳以上の子どもの保育料は無料です。

○幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用する、満３歳以上の子どもの保育料は無料です。

○保育園（所）・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業を利用する、令和９年４月１日現在の満年齢が０歳から２歳の子どもの保育料の詳細は別紙をご覧ください。

●保育料の算定について

○保育料は、教育・保育給付認定の認定区分、年齢、保育の必要量によって異なります。

○保育料は、父母及びその他の扶養義務者（入所児童と同居し生計を一にする者）の市町村民税の額により決定します。

【重要】保育料は毎年９月から直近の市町村民税による算定に切り替わります。

※１月１日時点において別府市に住民登録が無かった等により市町村民税の額が確認できない場合はマイナンバーによる情報連携により課税証明書の提出を省略することができます。マイナンバーによる照会ができない場合は市町村民税均等割・所得割課税額が明記されている課税額証明書の提出をお願いします。

※入所児童と同居している祖父母等がいる場合、祖父母の市町村民税の額を保育料の算定に含めることがあります。

※同居家族に身体障害者手帳等の交付を受けている人、障害基礎年金等の受給者がいる場合は保育料の軽減措置（所得制限有り）があります。

●保育料の変更について

下記のような状況が生じたときは、保育料が変更になる場合があります。所定の手続きが必要となりますので、速やかに子育て支援課に届け出てください。

①保護者が結婚又は離婚した場合
②生活保護の開始又は廃止が決定した場合
③祖父母と同居等、世帯員に変更が生じた場合
④税額に変更が生じた場合
⑤身体障害者手帳等の交付を受けた場合

●保育料の納付について

○認定こども園、地域型保育事業の保育料

入所している施設に納付します。納付方法は各園にお問い合わせください。

○認可保育所の保育料

毎月送付する納付書で指定金融機関または子育て支援課窓口にて納付していただきます。

納期限は毎月末（月末が金融機関休業日の場合は、翌営業日）です。

※便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替の場合の指定金融機関は下記のとおりです。

大分銀行・豊和銀行・西日本シティ銀行・伊予銀行・大分みらい信用金庫 大分信用金庫・大分県信用組合・べっぷ日出農業協同組合・九州労働金庫・ゆうちょ銀行

※口座振替手続きの書類は、入所決定通知とあわせて送付します。

《給食費について》

○「保育園（所）・認定こども園（保育所機能部分）を利用する、令和９年４月１日現在の満年齢が３歳以上の子ども」及び、「幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用する子ども」について、給食費(主食費（パン、ご飯等）と副食費（おかず、おやつ代）)を入所している施設へお支払ください。料金や取り扱い（パン、ご飯は持参、徴収方法等）は施設により異なります。

○「年収３６０万円未満相当（市民税所得割額で判定）世帯の子ども」と「第３子以降の子ども(注)」について副食費の料金は免除されます。

（注）「第３子以降の子ども」とは、下記の範囲の児童のうち、最年長の児童から数えて３人目以降の子どものことです。

・幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）：同一世帯の小学校３年生までの児童
・保育園（所）、認定こども園（保育所機能部分）：同一世帯の小学校就学前までの児童

○上記副食費免除と別に市独自の給食費補助制度により、一部または全部の補助があります。

《電子申請について》（「保育利用申込み」及び「教育・保育給付認定の申請」）

インターネットによる申請については、別府市公式ホームページをご覧ください。

○ 別府市公式ホームページ「電子申請」

https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/df/todoku/tetuduki2.html

《病児保育について》

病児保育については、別府市公式ホームページをご覧ください。

○ 別府市公式ホームページ「病児保育のご案内」

https://www.city.beppu.oita.jp/kosodate/hoiku/byojihoiku.html

《一時預かりについて》

保育所(園)や幼稚園などを利用していない児童を保護者の勤務形態等や、けがや病気等の緊急の理由により家庭で保育できなくなった時など、一時的に保育所(園)へ預けられます。中央保育所・内竈保育所・鶴見保育所等で実施しています。ご希望の方は、希望する施設にお問い合わせください。詳しくは別府市公式ホームページをご覧ください。

＜開所時間＞午前８時から午後６時（８時間以内）

＜利用料＞４時間以下：日額８００円　４時間を越え８時間以内：日額１，６００円

（給食利用時は別途２００円）

・また、地域子育て支援センターすくすくルームふたばでも実施しています。利用料等は上記と異なりますので直接お問い合わせください。

※すくすくルームふたば　TEL　２２－９７７０　所在地：別府市石垣東４丁目５番４号

・真愛幼稚園では、２歳児を対象とした定期利用の一時預かりを実施しています。こちらの預かりについては保育認定が必要となりますので、ご希望の方は真愛幼稚園にお問い合わせください。

《施設の種類》

小学校就学前の児童をお預かりする施設は大きく分けて幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の４種類があります。別府市内の施設は別府市内の教育・保育施設一覧でご確認ください。

幼稚園		学校教育法に基づく、幼児期の教育を行う学校。幼稚園によっては３歳から預けることができ、利用できる保護者に制限はありません。
保育所		児童福祉法に基づく認可を受けた「認可保育所」と認可を受けていない「認可外保育施設」があります。認可保育所を利用できる保護者は、就労などの理由により家庭で保育のできない保護者に限られます。
認定こども園		幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です。
地域型保育事業		少人数の単位で０～２歳の子どもを預かる市町村の認可事業です。小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の４つの事業があります。
	小規模保育	定員は６～１９人で市町村や民間事業者等が事業主体となり、保育者の居宅や施設等で保育を行います。
	家庭的保育	定員は１～５人で市町村や民間事業者等が事業主体となり、保育者の居宅や施設等で保育を行います。
	事業所内保育	事業主等が事業主体となり、事業所の従業員の子どもや地域の保育を必要とする子どもを預かり保育します。
	居宅訪問型保育	市町村や民間事業者が事業主体となり、保育を必要とする子どもの居宅で保育を行います。